

ICOCA 乗車券取扱規則新旧対照表

現行	改定
<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>(4) 「ICOCA 定期券」とは、SF 機能を持つ IC 証票乗車券を媒体とする IC 定期券のうち、ICOCA または小児用 ICOCA を媒体とする記名式の ICOCA 乗車券をいう。</p> <p>(注)他社が発売する ICOCA 定期券には、SF 機能がなく定期券の機能のみを搭載し、身体障害者もしくは知的障害者に対する運賃割引を適用した ICOCA 定期券もある。</p>	<p>【用語の意義】 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>(4) 「ICOCA 定期券」とは、SF 機能を持つ IC 証票乗車券を媒体とする IC 定期券のうち、ICOCA または小児用 ICOCA を媒体とする記名式の ICOCA 乗車券をいう。</p> <p>(注)他社が発売する ICOCA 定期券には、SF 機能がなく定期券の機能のみを搭載し、身体障害者・知的障害者および精神障害者に対する運賃割引を適用した ICOCA 定期券もある。</p>